

議案第86号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市営住宅管理条例(平成9年条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(収入の申告等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号) <u>第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第30条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第22条第1項又は第24条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第31条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第22条第1項又は第24条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第40条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則<u>第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第41条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号) <u>第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第30条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第22条第1項又は第24条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第31条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第22条第1項又は第24条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第40条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則<u>第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第41条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き</p>

続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2・3 (略)

続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2・3 (略)